

あけぼの幼稚園 重要事項説明書

1. 施設運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 あけぼの学園
代表者氏名	理事長 三浦 富美子
法人の所在地	入間郡毛呂山町長瀬398-5
法人の電話番号	049-295-2340

2. 利用施設

施設の種類	保育所
施設の名称	あけぼの幼稚園
所在地	入間郡毛呂山町長瀬398-5
電話番号	049-295-2340
管理責任者名	園長 三浦 富美子
利用定員（年齢別）	0歳児 3号 9名
	1歳児 3号 15名
	2歳児 3号 15名
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を定期的に実施しています。
職員への研修の実施状況	内部研修年26回、外部研修年12回実施
認可年月日	平成13年4月9日

3. 施設の目的・運営方針

事業の目的	乳幼児が安定感を持ち、十分活動できるようにしその心身の諸能力を健全で調和のとれた姿に育成するよう努め、養護と教育が一体となって豊かな人間性を持つ子どもを育成することをもって、目的とする。
理念	働く保護者の皆様が安心してお仕事ができますようお子さんの健康と安全に配慮し愛情と真心を込めて、満足度の高い養護と教育に努める。

4. 施設・設備等の概要

敷地	全体	3835.89 m ²	保育室	9室
	園庭	848.48 m ²	遊戯室	1室
建物	構造	鉄骨鋼板葺構造	トイレ 児童用	大 22個 小 14個
	延べ面積	1423.98 m ²	職員用	10個
施設の内容	乳児室	6室		
	ほらく室	室		
	調理室	1室		
	調乳室	1室		
設備の種類	冷暖房完備、プール			
その他	防犯カメラ 17台			

5. 職員体制 R5年4月1日現在

種別	常勤	非常勤
施設長	1人	人
主任保育士	1人	人
保育士	11人	11人
看護師	人	人
調理員	人	2人
栄養士	2人	1人
事務員・雑務	人	5人

※ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

6. 保育を提供する日

開園日	月曜日から土曜日
開園時間	月曜日から金曜日 午前7時から午後7時 土曜日 午前7時から午後7時
休園日	日曜日、祝祭日、12月29日から1月3日
その他	

延長保育、土曜保育は1歳より利用可です。

保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします

保育標準時間認定	保育時間	月曜日から金曜日	午前7時から午後6時
	土曜日	午前7時から午後6時	
保育短時間認定	延長保育時間	午後6時から午後7時	
	保育時間	月曜日から金曜日	午前8時30分から午後4時30分
		土曜日	午前8時30分から午後4時30分
	延長保育時間	午前7時から午前8時30分、午後4時30分から午後7時	

*上記保育時間以外の時間帯においてやむを得ない理由により保育が必要な場合は、延長保育を提供します。

延長保育の利用にあたっては、お支払いいただく通常の保育料のほかに、別途利用者負担が必要となります。

*なお、短時間保育、標準時間保育および時間外保育は、お子さんを迎えて門をでる時間が終了時間です。

早めのお迎えにご協力ください。

7. 提供する保育の内容

① 保育の特色について

健康、社会、自然、言語、音楽、造形、養護を総合的に取り入れた保育をいたします。

② その他

一時預かり事業

8. 食事の提供方法等について

① 食事の提供方法

自園調理

② 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。

献立表は毎月のお便りで別途お知らせします。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	おやつ	昼 食	おやつ	備 考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

③ アレルギー対応状況

アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、あらかじめご相談ください。その際は、医師による診断書の提出が必要です。アレルギーの診断内容により除去食及び持参食となります。

9. 利用料金

① 保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いただきます。
保育料の納入は口座振替をご利用ください。

② 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等（実費負担）

①に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
お支払方法については別途お知らせします。

10. 利用の開始及び終了について

当園では、毛呂山町の利用調整に基づき、当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が当園の保育運営規定等に同意された後に保育の提供を開始します。

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- ① 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- ② 児童の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ③ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11. 嘱託医

例) 当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

① 内科

医療機関の名称	医療法人社団 シャローム
医院長名又は医師名	鋤柄 稔
所在地	東松山市松山1496
電話	0493-25-2979

② 歯科

医療機関の名称	みやざわ歯科クリニック
医院長名又は医師名	宮澤 扶美
所在地	毛呂山町中央2-30-1
電話	049-295-8217

12. 緊急時の対応方法

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、園医・保護者の指定する医療機関へ相談及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

13. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応します。		
避難訓練	火災、地震などの災害を想定した避難訓練を月1回実施		
防災設備	自動火災報知機	誘導灯	
	ガス漏れ報知器	非常警報装置	
避難場所	園庭		

14. 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- ① 年に1回、職員に対して虐待防止研修を実施
- ② 虐待防止マニュアルの作成、運用

15. 賠償責任保険の加入

当園では以下の保険に加入しています。

① 保険会社	東京海上日動火災保険株式会社		
保険の種類	賠償責任保険・傷害保険		
施設賠償	対人	1名	1事故 10億円
	対物	1事故	1,000万円
生産物賠償	対人	1名	1事故・期間中 10億円
	対物	1事故・期間中	1,000万円
死亡・後遺障害	230万円		
入院日額	3,000円		
通院日額	2,000円		
+O-157等特定感染症+地震等天災危険補償コース			
② 保険会社	日本スポーツ振興センター		
保険の種類	災害共済給付		
負傷・疾病	医療保険並みの療養に要する費用の額の4/10 (高額医療費の対象となる場合は自己負担額に療養に要する費用 の額の1/10を加算した額)		
障害見舞金	その程度により第1級(4,000万円)から第14級(88万円)支給。		
死亡見舞金	3,000万円(運動等の行為と関係なしに発症した突然死、突然死に 準ずる場合および通園中は半額(1,500万円)となる。)		

※上記保険の保障の範囲での保障となります。

16. 保育内容に関する相談・要望・苦情

受付担当者	小宮 麻奈美		
受付責任者	三浦 富美子		
利用時間	午前9時～午後5時		
連絡先	電話 049-295-2340 FAX 049-294-5836		
第三者委員	斎藤 幸	e-mail : akebono.sati@gmail.com	
	渡辺 和子	e-mail : akebono.kazuko@gmail.com	
受付方法	面接・電話・文書等の方法で相談・苦情を受け付けます。		

17. 個人情報の保護に関する基本方針

当園では個人情報保護に関する基本方針として、業務上知り得た利用子ども及び支給認定保護者の秘密を保持すること、地域子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持すること、職員でなくなった後においても同様に秘密を保持することとしています。

なお、卒園等の際には関係機関へ園児要録等の送付をいたします。

18. 園からのお願い

本園の利用にあたっては、以下の事項にご協力ください。

- ・園の敷地内はすべて禁煙です。
- ・投薬は医療行為に当たるため原則として行いません。
- ・登降園時の怪我や事故については責任は負えません。(駐車場内など十分にお気を付けください)
- ・園内の諸注意をお守り下さい。

別 表

1. 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
2号認定子どもに係る 主食費・副食費	主食に係る費用	月額 2,500 円
	副食に係る費用	月額 4,500 円
絵本代（希望者）	絵本を希望者に実費にて販売	実費
制服代（希望者）	園児服・遊び着等希望者に実費にて販売	実費
共済掛金	日本スポーツ振興センターの掛金	230円 ※R5年度実績

2. 延長保育に係る利用者負担（延長保育料）

- | | |
|-----------------|---------------|
| ① 1回単位での利用申込の場合 | 30分 500円 |
| ② 月単位での利用申込の場合 | 60分あたり 4,000円 |

認定により定められた保育時間（保育標準時間の場合は午前7時00分から午後6時00分、保育短時間認定の場合は午前8時30分から午後4時30分）を超えて利用した場合は、延長保育となります。

* なお、短時間保育、標準時間保育および時間外保育は、お子さんを迎えて門をでる時間が終了時間です。
早めのお迎えにご協力ください。

同 意 書

あけぼの幼稚園の入園のしおり 及び 重要事項説明書の内容について確認し、その内容（特定負担額や実費徴収額等の料金に関する内容も含む。）に同意します。

個人情報の使用について

下記園児及びその保護者等に係る個人情報について、以下の目的のために必要最低限の範囲において使用することに同意します。

- 小学校の円滑な移行・接続が図れるよう、卒園にあたり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- 他の保育園等への転園する場合やその他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- 緊急時において、病院その他関係機関に対して必要な情報提供を行うこと。
- 巡回支援の必要があると判断された場合には、巡回支援実施法人に個人情報を提供する可能性があること。

社会福祉法人あけぼの学園

あけぼの幼稚園 園長 宛て

年 月 日

保護者住所：

児童氏名 :

:

:

保護者氏名 :

印

児童から見た綱柄：